

令和3年度事業計画書

横浜市栄区生活支援センター

栄区生活支援センターは、令和3年度から第3期指定管理者として生活支援センターの運営を行っていきます。生活支援センターや精神保健福祉を取り巻く状況も変わってきており、従来の事業に加え、新たな事業への取組みが強化されていく中で、地域における精神保健福祉の中核としての役割はより求められています。従来の来所者等への支援、「自立生活アシスタント事業、自立生活援助事業」「退院サポート事業、地域移行・地域定着支援事業」「計画相談事業」のアウトリーチ事業及び、「地域生活支援拠点」「地域包括ケアシステム」など、生活支援センターの事業が地域で生活する精神障害者の支えとなるよう、行政機関や基幹相談支援センターとの連携及び支援体制の強化が必要になってきます。

8050問題に関する高齢化やひきこもりなど地域課題についても、行政、関係機関や地域社会と連携し、検討していくと共に、新型コロナウイルス感染防止による自粛や在宅勤務などによるメンタルヘルスの不調を訴える人などの早めの相談に対応することで予防的な相談支援の窓口になるなど、利用者に寄り添い、支援機関としての機能をさらに高めるよう事業運営を行います。

1. 目的

地域で生活する精神障害者の方々が安心して自立した日常生活を過ごせるよう支援します。

2. 運営方針

精神障害者及び家族の方々に対し、「日常生活の支援」「相談支援」「アウトリーチ」「就労への支援」「自立支援」「情報提供」「サポート体制の構築」等を積極的に推進し、精神障害者が地域生活を円滑に行えるよう支援を行います。

また、「自立生活アシスタント、自立生活援助事業」「退院サポート事業、地域移行・地域定着支援事業」「計画相談事業」「地域生活支援拠点」「地域包括ケアシステム」を行政・関係機関・地域と連携し実施し、利用者が地域で受け入れられる体制作りを積極的に推進します。

その他、8050問題やひきこもり、メンタルヘルスの不調の人々をはじめとする地域が抱える様々な精神保健福祉の課題にも取り組み、地域との連携を推進します。

3. 事業への取り組み

生活支援センターは、地域生活における精神保健福祉の中核として求められる業務が従来より増えていく中で、従来からの相談、居場所、食事サービス等を維持しながら、精神障害者の生活や障害への悩みや苦しみの改善のための支援を行っていきます。

また、センターを利用できない精神障害者やメンタルヘルスの不調に陥った人々にも目を向け、関係機関と連携の中で相談窓口として周知を強化すると共に、可能な範囲での訪問・同行等により精神障害者の生活の支援を行います。

更に、地域が抱える様々な精神保健福祉の課題の抽出と解決を図ると共に、予防に向けても行政、医療、関係機関、地域と共に取り組みます。

(1) 本体事業部門

①日常生活の支援

- ・過ごしやすい居場所の確保、提供を行う。
- ・バランスの取れた手作りの食事提供を行う。
- ・社会人としての自覚を促しつつ、清潔を保つため入浴、洗濯を促す。
- ・情報入手やPCの使い方を学ぶなどPC・インターネットサービスの提供を行う。
- ・金銭管理、服薬管理、健康管理など自分での管理が難しい部分を出来るように職員と共に考える。

②相談支援

- ・電話相談:利用者、家族の話をしっかり聞き、課題の抽出や支援の方向性を一緒に考える。内容により、関係機関との連携し支援の幅を広げる。
- ・面接相談:利用者、家族だけでなく関係機関、地域の方からの相談も受け、支援や対応について検討する。フリースペースでの利用者との会話からも悩み、課題を把握し対応を検討する。
- ・ケアカンファ:利用者の状況によりセンターから開催要請すると共に外部からの参加要請には積極的に参加し、利用者の安定に繋げる。
- ・利用者、家族だけでなく関係機関や地域からの相談窓口になるよう、よりセンターの周知啓発を行う。

③アウトリーチ

- ・来館が難しい利用者に対し、家庭状況、日々の暮らし、健康状態などを定期的な訪問により確認すると共に、問題点の把握、解決を目指す。
- ・行政や医療機関での相談、手続きについて、不安や困難を抱える利用者には同行することでスムーズに行えるようにする。

④嘱託医相談

- ・嘱託医相談月3回、カウンセラー相談月1回実施する。
- ・センター利用者、家族の相談はもとより、関係機関や地域からの相談も繋げる。
- ・職場や学校等でメンタルヘルスが不調になった人や精神科未受診の人の初期相談的な利用やセカンドオピニオンの活用を促す。
- ・センターを知らずに地域で埋もれている精神障害者や家族への支援のための周知広報活動を行う。

⑤地域連携

- ・区役所、基幹相談支援センターと定例カンファを実施し、利用者の情報共有及び地域の置ける精神保健福祉について意見交換等を行う。
- ・同一建物内の地域ケアプラザと協働し、合同イベント、防災訓練等を地域住民へ周知、実施する。又、ケアプラザごとに担当職員を配置し、ケアプラザの事業を通じた8050問題など高齢分野における精神面での課題解決の相談対応の体制作りを行う。
- ・区内の精神障害者施設や高齢分野・他障害分野の事業所と連携し支援をすると共に情報共有、勉強会等を実施する。
- ・区民祭りや町内会等地域イベントへの利用者と参加したり、センターイベントへ地域の人々を招待し、精神障害に対する普及啓発と偏見等の解消を図る。

⑥自主事業

- ・利用者のリカバリーに向けて、外部機関と連携し月1回のリカバリー講座を継続して開催する。
- ・就労相談や情報提供、就労支援センター等と連携をとり就労に向けての支援を行なうと共に、就労支援事業と連携し、就労セミナー等を開催する。
- ・地域のボランティア団体と共催で実施している地域交流事業「ひだまり」において、就

労訓練の一環として利用者による喫茶店の運営サポートを行う。

- ・地域の精神障害者事業所と連携し、利用者が主体的に実行委員として企画運営するクリスマス会・新年会等を開催する。

⑦家族支援

- ・家族会と協力し、職員によるセンター紹介、精神科医による講演会、当事者発表会等の家族への支援を行う。
- ・嘱託医やカウンセラー及び職員による家族からの相談支援を行い、家族の悩みの解消に務めるとともに家族間の交流を積極的に進める。
- ・家庭内で当事者との関係性や引きこもり等の問題を抱えている家族の来館・電話相談を行うと共に状況に応じ訪問し、支援すると共に関係機関との連携を行う。

⑧普及啓発活動

- ・区役所、地域ケアプラザ等の関係機関と共催で、区内、町内会のイベントで精神保健福祉の普及啓発活動を実施する。
- ・地域で精神障害者や8050問題や引きこもりの相談を受けることが多くなったケアマネージャーやヘルパー事業所に対し、生活支援センター及び精神障害についての勉強会等の普及啓発活動を実施する。

⑨実習生の受け入れ

- ・精神保健福祉士や看護学生、精神障害者ホームヘルパー養成課程での実習生を受け入れ、実習を通して精神障害者に対する理解を深め、利用者にとっても実習生を受け入れることで交流の幅の拡がりにつなげる。
- ・実習依頼先の学校において、センター利用者による授業を実施し、多くの学生に精神障害者の理解を図る。

(2)アウトリーチ部門

①自立生活アシスタント事業、自立生活援助事業の推進

- ・家族と同居が多い地域性の中で、当事者・家族の意向を掴み、自立に向けて支援を行う。
- ・地域において単身等で生活している精神障害者に対し訪問等により地域生活が維持できるよう支援する。
- ・単身生活における課題の解決、新たな課題を見極め、サービス終了後の自立を目指した支援を行う。

②退院サポート事業、精神障害者地域移行・地域定着支援事業

- ・精神病院に入院している方で退院可能な方に対し職員が関係機関と連携し、支援計画を作成、「外出」「相談」「体験の場の設定」等、地域生活への移行及び定着に向けて支援を行う。
- ・積極的に病院を訪問して、医療機関との関係性を強化し、退院促進の普及啓発・協働活動につなげ、利用者と共に病院訪問し、入院患者に対して退院後についての説明を行う。

(3)相談事業部門(一般相談、指定特定相談事業)

①計画相談の拡充

- ・精神障害者の方の日常生活において適切な助言や社会資源を活用することにより一層充実した生活をおくることができるよう支援計画を立て支援する。
- ・モニタリングを充実させ計画の遂行状況を把握し、目標達成への向けて関係機関と連携し支援を行う。

②基幹相談支援センターと連携し、相談支援事業所に対する助言等をおこなう。

(4)地域生活支援拠点、地域包括ケアシステム

- ①障害のある方の高齢化を踏まえ「親亡き後」の備え、入所施設・精神科病院からの地域移行を推進するためのサービス提供体制の構築を目指す
- ②精神障害のある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしが出来るよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す。

(5)管理部門

①人材確保、人材育成

- ・人材確保には、法人として各種求人媒体を利用し採用を目指すと共に、精神保健福祉士実習生の出身校など関係性を活かした求人を目指す。
- ・人材育成のために研修に力を注ぎ、施設内外の研修に出席しやすい環境を作り、法人研修会、センター連研修会、市精連研修会などに積極的に参加を促す。

②個人情報保護、虐待防止・権利擁護に関する取り組み

- ・「社会福祉法人恵友会が保有する個人情報の保護に関する要綱」を遵守します。また、「個人情報漏洩事故防止マニュアル」を作成して、利用者の権利を保護するとともに、個人情報保護研修を行うと共に、虐待防止・権利擁護について、外部講師等による研修を行う。

(6)利用者に対する事故対策、緊急時対策、感染症対策等の安全管理

- ・防火、防災についての体制を強化すると共に、感染症対策等の衛生管理を徹底する。「事故等緊急時対応マニュアル」を確認し、ヒヤリハット事例を共有し、検討して安全管理に努めます。

(7)苦情解決の取り組み

- ・恵友会の「福祉サービスに関する苦情解決規程」を遵守します。利用者ミーティング等の開催により利用者のニーズを把握し改善要求等の意見に耳を傾けます。

4.職員配置

- ①所長：施設運営、管理全般等
- ②主任：所長の補佐、各事業の統括
- ③常勤職員：4名 センター業務全般、関係機関・地域連携等
- ④非常勤職員：4名 センター業務全般、地域交流等
- ⑤アルバイト：2名 センター業務全般、
- ⑥調理アルバイト：6名 夕食の調理全般
- ⑦嘱託医：精神科医師 2名 利用者、家族の相談
- ⑧カウンセラー：1名 利用者、家族の相談
- ⑨ボランティア：数名 イベント開催時のお手伝い

【資格保持者】

- ・精神保健福祉士：8名
- ・社会福祉士：7名
- ・介護福祉士：2名
- ・相談支援専門員：4名
- ・精神保健福祉士実習指導者：2名

以上

令和3年度精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名 栄区精神障害者生活支援センター

運営法人：社会福祉法人恵友会

【収入】

(単位:千円)

科目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立支援アシスタント	
指定管理料	83,418	67,538	5,959	9,921	
法人負担金	0				
合計	83,418	67,538	5,959	9,921	

【支出】

科目	金額				左記「金額」のうち法人負担金額	内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立生活アシスタント		
人件費	65,128	50,458	5,484	9,186	0	
所長						
常勤職員						常勤職員5名
非常勤職員	13,172	11,136	583	1,453		非常勤職員4名
アルバイト	4,673	4,206	467	0		アルバイト2名
調理アルバイト	2,753	2,753	0	0		調理職員6名
嘱託医賃金	1,136	1,136	0	0		嘱託医4回/月 カウンセラー1回/月
法定福利費	6,724	4,981	593	1,150		健康保険・厚生年金他
退職給与引当金	936	636	94	206		中退金
福利厚生費	170	126	17	27		健康診断・インフルエンザ他
労務厚生費	60	60	0	0		ハマフレンド
施設管理費	7,100	7,100	0	0	0	
光熱水費	3,500	3,500	0	0		電気・ガス・水道
庁舎管理	3,200	3,200	0	0		施設管理・清掃他
修繕積立金	500	500	0	0		大規模修繕積立
入浴サービス等実費徴収額	-100	-100	0	0		入浴・インターネット他
運営費	8,250	7,040	475	735	0	
旅費	400	315	35	50		旅費交通費
消耗品費	600	475	50	75		事務用品他
印刷製本費	250	200	20	30		チラシ作成他
修繕費	1,500	1,500	0	0		自動ドア、空調修繕他
通信運搬費	1,200	950	100	150		電話・ネット・切手他
賃借料	2,000	1,600	150	250		車両・PC・コピー機他リース
備品等購入費	500	500	0	0		防災・感染症対策備蓄品他
保険料	100	100	0	0		施設賠償保険
雑費	1,700	1,400	120	180		研修費、会費、HP改修費、その他
本部繰入金	2,940	2,940	0	0		
合計	83,418	67,538	5,959	9,921	0	